

庄原市空き家等及び所有者不明土地等対策計画(案)に対する
パブリックコメント(市民意見募集)の結果について

1. 実施期間と結果

- (1) 募集期間 令和8年3月13日(金)から令和8年3月23日(月)まで
- (2) 提出者 2人
- (3) 意見件数 2件
- (4) 提出方法 電子メール(1人)、直接書面(1人)

2. 提出された意見の概要とそれに対する市の考え方

No	意見等の概要	市の考え方
1	① 特に中心市街地の空き家を減らし、住居が集中するように努力してほしい。	① 本市では、これまで市街地の住宅密集地において、道路改良事業を実施し、周辺の空き家の除去を行いながら、活用可能な敷地として再整備を実施しております。今後におきましても、計画書P.16に記載のとおり、既存空き家、空き店舗の利活用を検討しながら、中心市街地における機能の充実を通じて、地域の活性化を図ってまいります。
2	① 空き家として長い年月所有者が不明のものは、市ないし県が調べ、親せきにもたどりつかず、公共に危険の及ぶ可能性のあるものは早急に対応→平地にし、公共として、貸地や売地にした方がよいと、私は考えます。	① 本市では、所有者が不明で危険な状態の空き家等に対しては、固定資産税情報、登記情報、住民票・戸籍情報等を活用した相続人の特定作業を進めており、空き家等の劣化状況を所有者に通知し、状況を改善するよう指導しています。また、計画書P.20に記載のとおり、将来的に土地の所有者不明化や管理不全が進行することを予防するため、相続土地国庫帰属制度の周知等に努めてまいります。